



[様式第3号]

資料提供年月日	令和5年2月8日	
問い合わせ先	課名	監査事務局
	電話	直通 803-1552 内線 4564, 4567
担当者	職名・氏名	課長 吉川 乃
	職名・氏名	課長 山野井 一喜

広 報 連 絡

1 件 名

定期監査等の結果及び指摘事項に対する改善措置状況を公表しました

2 概 要

(1) 定期監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

財政局税務部東区市税事務所ほかの部署において、令和4年4月1日から令和4年9月30日までに執行された収入事務及び支出事務等
(ただし、感染症対策課は令和4年4月1日から令和4年7月31日まで)

② 監査の期間

令和4年11月1日から令和4年12月28日まで
(ただし、感染症対策課は令和4年9月1日から令和4年12月28日まで)

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(2) 財政援助団体監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

岡山市職員厚友会における令和3年度の岡山市からの補助金に係る出納
その他の事務

② 監査の期間

令和4年11月1日から令和4年12月28日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(3) 財政援助団体監査の実施に伴う所管課の随時監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

総務局人事部給与課の令和3年度における所管課業務

② 監査の期間

令和4年11月1日から令和4年12月28日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(4) 指摘事項に対する改善措置状況について

① 令和4年9, 10月実施定期監査分（保健福祉局保健福祉部福祉援護課）

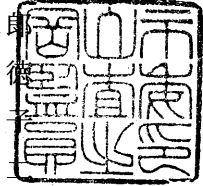
② 令和4年9, 10月実施定期監査分（岡山っ子育成局子育て支援部こども福祉課）

岡山市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和4年11、12月実施定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

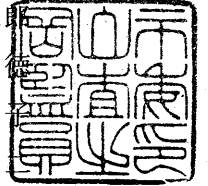
令和5年2月7日

岡山市監査委員 重松浩二
同 土居幸徳
同 中原淑一
同 吉本賢



岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二
同 土居幸
同 中原淑
同 吉本賢



定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和4年11、12月実施定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

財政局 税務部
東区役所

東区市税事務所
総務・地域振興課
区選挙管理委員会事務局
市民保険年金課
農林水産振興課
地域整備課
瀬戸支所

保健福祉局 保健所
都市整備局 道路部

上道地域センター
感染症対策課
東部幹線道路建設課
美作岡山道路建設事務所

教育委員会事務局 教育総務部
学校教育部

教育企画総務課
学校施設課
就学課
保健体育課

学校・園

1 高等学校（岡山後楽館）
8 中学校（岡輝，石井，桑田，福南，芳泉，
芳田，福浜，岡山後楽館）
1.6 小学校（岡南，清輝，石井，三門，大野，
大元，鹿田，福島，南輝，浦安，芳泉，ひばり
分校，芳田，芳明，平福，福浜）

10 幼稚園（石井，三門，大野，大元，浦安，
芳泉，芳田，芳明，平福，福浜）
5 保育園（清輝，巖井，三門，南輝，平福）
2 認定こども園（岡南，鹿田）

前記の課及び学校・園において，令和4年4月1日から令和4年9月30日までに執行された収入事務及び支出事務等

（ただし，感染症対策課は令和4年4月1日から令和4年7月31日まで）

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和4年11月1日から令和4年12月28日まで

（ただし，感染症対策課は令和4年9月1日から令和4年12月28日まで）

3 監査の着眼点及び実施内容

令和4年度に執行された財務に関する事務等が，法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし，抽出した関係書類について，岡山市監査基準に準拠して証憑突合，質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

監査した結果，次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので，それぞれ必要な措置を講じ，今後の事務処理に万全を期されたい。

その他については，改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが，おおむね適正に処理されていた。

なお，改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は，記述を省略した。

(1) 収入事務について

ア 令和4年9月30日現在，滞納繰越分の収入未済額が，墓地管理手数料において13万円余（収納率0%），駐車場使用料において73万円余（収納率0%）認められた。

今後とも，これらの解消に格段の努力をされたい。

なお，現年度分についても，滞納繰越を生じないように要望する。

（瀬戸支所）

イ 令和4年9月30日現在，滞納繰越分の収入未済額が，高等学校授業料において50万円余（収納率0%），損害賠償金において11万円余（収納率0%）認められた。

今後とも，これらの解消に格段の努力をされたい。

なお，現年度分のあるものについては滞納繰越を生じないように要望する。

（就学課）

【資料】

瀬戸支所

収 入 状 況

【総務民生課分】

(令和4年9月30日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
墓地管理手数料（滞納繰越分）	円 138,900	円 0	円 138,900	% 0

【産業建設課分】

(令和4年9月30日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
駐車場使用料（滞納繰越分）	円 734,590	円 0	円 734,590	% 0

就学課

収 入 状 況

(令和4年9月30日現在)

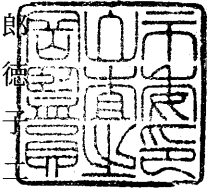
細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
高等学校授業料 （滞納繰越分）	円 514,800	円 0	円 9,900	円 504,900	% 0
損害賠償金（滞納繰越分）	119,424	0	0	119,424	0

岡山市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

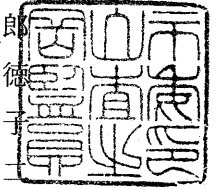
令和5年2月7日

岡山市監査委員 重松 浩二
同 土居 幸徳
同 中原 淑子
同 吉本 賢士



岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二郎
同 土居幸徳
同 中原淑子
同 吉本賢士



財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

岡山市職員厚友会

(岡山市職員厚友会補助金)

令和3年度における財政援助に係る出納その他の事務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和4年11月1日から令和4年12月28日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

岡山市の補助事業が、交付目的どおりに適正かつ効率的に執行されているかどうか等を主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

令和3年度における財政援助に係る出納及びその他出納に関連する事務について、関係書類を監査した結果、当初の事業計画から新型コロナウイルス感染症の影響で変更した事業はあったが、事業は計画及び交付条件に従って実施されているものと認められた。

また、事務処理については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

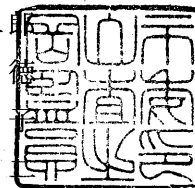
なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

岡山市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第5項の規定に基づく財政援助団体監査の実施に伴う所管課の随時監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

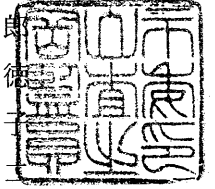
令和5年2月7日

岡山市監査委員 重 松 浩二
同 土 居 幸
同 中 原 淑
同 吉 本 賢



岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二
同 土居幸徳
同 中原淑子
同 吉本賢一



随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、財政援助団体監査の実施に伴う所管課の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

1 監査対象及び範囲

区 分	所 管 課	団 体 名	監査対象事務等
財政援助 団体監査	総務局 人事部 給与課	岡山市職員厚友会	岡山市職員厚友会補助金

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和4年11月1日から令和4年12月28日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和4年11、12月に実施した財政援助団体監査に伴い、所管課の令和3年度の事務が、法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

補助金の執行に係る所管課業務について

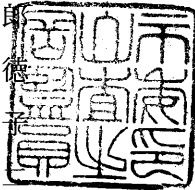
令和3年度における補助金の執行に係る所管課業務について、関係書類等を監査した結果、事務処理については、今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

岡山市監査委員公表第6号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和5年2月7日

岡山市監査委員	重	松	浩二	
同	土	居	幸徳	
同	中	原	淑子	
同	吉	本	賢	

岡 福 第 1 5 4 8 号
令和 5 年 1 月 2 4 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和4年9、10月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。



定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和4年9、10月実施分）

福祉援護課

指摘事項

○収入事務について

- 1 令和4年7月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が、北ふれあいセンター使用料において134万円余（収納率0%）、災害援護資金貸付金元利収入において361万円余（収納率3.6%）、私用光熱水費において82万円余（収納率0%）認められました。

今後とも、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。

- 2 債権管理台帳が未整備であるなどの債権管理の不備が認められましたので、適正な債権管理を行ってください。

改善措置状況

今回のご指摘を踏まえ、岡山市債権管理条例に基づく債権管理台帳の整備を行うとともに、総務法制企画課、財政課債権対策室等関係部署に、各債権の時効の再確認と、時効により消滅した債権の不納欠損処理を行いました。

北ふれあいセンター使用料及び私用光熱水費については、滞納者と面会を行い、生活状況等の聞き取りを行いました。また、資産調査への同意も得られたことにより、資力の有無についても調査を行います。災害援護資金貸付金については、現在返済が進んでいる債務者に対して引き続き、分割納付での滞納繰越の解消に努めます。また、死亡した債務者と連帯保証人については相続人調査等を行い、債務者の現状把握に努めます。

今後とも、継続的に調査や訪問、電話連絡等を行い、収入未済額の解消に努めます。

(参考)

(令和4年7月31日現在)

細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
北ふれあいセンター使用料 (滞納繰越分)	円 1,344,076	円 0	円 0	円 1,344,076	% 0
災害援護資金貸付金元利収入 (滞納繰越分)	3,748,903	134,793	0	3,614,110	3.6
私用光熱水費 (滞納繰越分)	829,844	0	0	829,844	0

(令和4年12月31日現在)

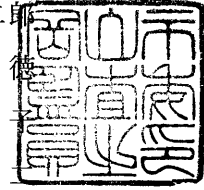
細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
北ふれあいセンター使用料 (滞納繰越分)	円 1,344,076	円 0	円 1,145,772	円 198,304	% 0
災害援護資金貸付金元利収入 (滞納繰越分)	3,748,903	309,585	0	3,439,318	8.3
私用光熱水費 (滞納繰越分)	829,844	0	0	829,844	0

岡山市監査委員公表第7号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和5年2月7日

岡山市監査委員 重 松 浩二
同 土 居 幸
同 中 原 淑
同 吉 本 賢



岡こ福第1557号
令和5年1月24日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和4年9、10月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。



定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和4年9月10日実施分）

こども福祉課

指摘事項

○ 収入事務について

1 令和4年7月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が、助産施設措置費負担金（市立分）において88万円余（収納率8.6%）、助産施設措置費負担金（私立分）において30万円余（収納率37.4%）、奨学金貸付金元金回収において2,249万円（収納率0.2%）、入学一時金貸付金元金回収において34万円余（収納率0%）、返納金において4,139万円余（収納率1.3%）、母子福祉資金貸付金元利収入において1億7,451万円余（収納率3.6%）、寡婦福祉資金貸付金元利収入において848万円余（収納率2.9%）、父子福祉資金貸付金元利収入において137万円余（収納率2.0%）認められました。今後とも、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。

2 奨学金貸付金元金回収、入学一時金貸付金元金回収、母子福祉資金貸付金元利収入、寡婦福祉資金貸付金元利収入及び父子福祉資金貸付金元利収入の現年度分の調定に未処理のものが認められましたので、適正な事務処理を行ってください。

改善措置状況

1 収入未済額の解消について

今回のご指摘を踏まえ、収入未済額の解消に向けて、下記のとおり取り組んでいます。

まず、助産施設措置費負担金の滞納繰越分について、12月に滞納者へ一斉に催告書を送付するとともに、個別に電話することにより、就労状況の確認や分割納付の推奨等を行い、わずかではありますが納付が進んでいるところです。なお、現年度分については完納の見込みです。

また、奨学金貸付金及び入学一時金貸付金の滞納繰越分については、個別に電話連絡を行い、債権者の現状を丁寧に把握しながら償還指導を行っているところです。

返納金の滞納繰越分については、電話連絡に加え、訪問を行い解消に向けて取り組んでいるところです。

なお、母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納繰越分については、12月に一斉に催告書を送付し、必要な債務者について、日中・夜間の訪問を行い、償還指導を行い、支払督促等を実施しています。また、県外在住の債務者への訪問を2月に実施することとしています。

今後とも、現年度分も含め、丁寧に相談に応じながら滞納の解消に努めてまいります。

2 調定処理について

歳入調定が未処理となっていた案件については、10月末までに調定処理を行い、その後も毎月適正に調定処理を行っております。また、業務マニュアルを、あらためて関係職員に徹底し、業務管理システムでの処理と財務会計での処理を突合するとともに、紙文書により課内決裁を行い、事務処理内容について組織全体で確認ができるようにいたしました。

(参考)

一般会計

(令和4年7月31日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
助産施設措置費負担金(市立分) (滞納繰越分)	970,200	83,000	887,200	8.6
助産施設措置費負担金(私立分) (滞納繰越分)	493,000	184,600	308,400	37.4
奨学金貸付金元金回収 (滞納繰越分)	22,546,000	56,000	22,490,000	0.2
入学一時金貸付金元金回収 (滞納繰越分)	342,500	0	342,500	0
返納金 (滞納繰越分)	41,933,920	539,060	41,394,860	1.3

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計

(令和4年7月31日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
母子福祉資金貸付金元利収入 (滞納繰越分)	181,106,988	6,587,026	174,519,962	3.6
寡婦福祉資金貸付金元利収入 (滞納繰越分)	8,737,748	257,300	8,480,448	2.9
父子福祉資金貸付金元利収入 (滞納繰越分)	1,399,443	27,824	1,371,619	2.0

一般会計

(令和4年12月31日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
助産施設措置費負担金(市立分) (滞納繰越分)	970,200	93,000	877,200	9.6
助産施設措置費負担金(私立分) (滞納繰越分)	493,000	246,200	246,800	49.9
奨学金貸付金元金回収 (滞納繰越分)	23,664,500	137,000	23,527,500	0.6
入学一時金貸付金元金回収 (滞納繰越分)	342,500	0	342,500	0
返納金 (滞納繰越分)	42,261,920	1,574,460	40,687,460	3.7

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計

(令和4年12月31日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
母子福祉資金貸付金元利収入 (滞納繰越分)	181,106,988	15,879,968	165,227,020	8.8
寡婦福祉資金貸付金元利収入 (滞納繰越分)	8,737,748	540,472	8,197,276	6.2
父子福祉資金貸付金元利収入 (滞納繰越分)	1,399,443	85,923	1,313,520	6.1

※奨学金貸付金元金回収(滞納繰越分)及び返納金(滞納繰越分)の調定額が増加しているのは、一部調定漏れがあり、追加調定したことによるものです。

